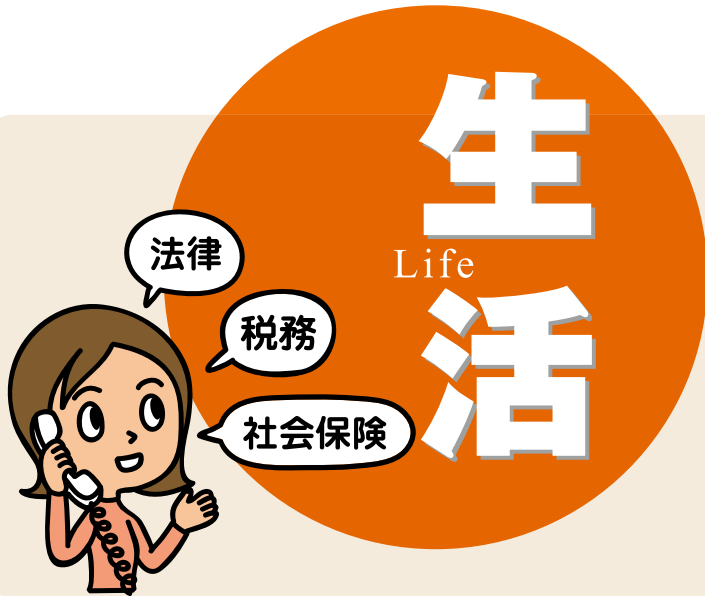


デイリーサポート

東京海上日動は、個人のご契約者・ご加入者の皆様専用のサービスとして毎日の暮らしに役立つ「デイリーサポート」をご用意しました。

共通
その他



各種生活関連情報をご提供!

法律の問題や税金についてのお問い合わせにわかりやすくお応えします。
また、冠婚葬祭のマナーやレジャー情報等もご提供します。



生活支援サービス

法律・税務相談



提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

法律相談: 土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後6時
税務相談: 土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時
 0120-285-110
ホームページアドレス
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html>

社会保険に関する相談



公的年金等の社会保険について提携の弁護士、社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後6時
 0120-285-110

暮らしの情報提供



グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時
 0120-285-110

<ご利用の際にご確認いただきたいこと等>

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
ただし、自動車損害賠償責任保険のみご契約の場合はご利用いただけません。
- ご利用の際は提携会社より、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
- ご相談対象は、ご契約者(法人は除きます)、補償を受けることができる方(法人は除きます。また、自動車保険の場合は記名被保険者をいいます。)、またはご契約者もしくは補償を受けることができる方の配偶者・親族(以下「相談対象者」といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方から直接ご相談いただいた場合に限りです。
- 各サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもありますのでご了承ください。
- 各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
- 各サービスは、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

相談例

法律

贈与



0歳の赤ちゃんに贈与することはできるのか。

贈与は民法上に規定されている法律行為であるため贈与を受ける場合は、受贈者の意思能力が必要です。意思能力があれば、未成年者であっても贈与を受けることに法律上の問題は生じませんが、0歳の乳児(赤ちゃん)がそのような意思能力を有するとは考えにくいので、差し控えるのが適当と思います。

税務

年末調整



年末調整で出し忘れた損害保険料控除の申告方法について教えてほしい。

年末調整時に損害保険料控除や社会保険料控除等の書き忘れ、証明書の添付もれがあった場合、確定申告により控除の適用を受けることが可能です。その際には原則としてこれらの控除証明書等と給与支払者発行の源泉徴収票が必要です。

暮らしの情報提供

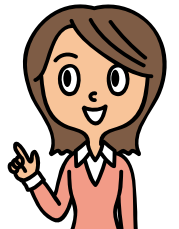
冠婚葬祭



親が亡くなった。仮通夜、本通夜、葬儀に参列する。お香典は全部に必要か。枕花はどうしたらよいか。

仮通夜から葬儀までの間のどこかで一度お香典を渡せばよいというのが通常です。ただし、地域の慣習もあるのでご確認ください。お花がたくさんあると、故人もお喜びになるでしょう。他のご親族ともご相談されるとよろしいと思います。

日頃の様々な悩みまできめ細かくサポート！
ご契約者様の**日常生活**を応援するサービスです。



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時
(年末・年始は休業させていただきます)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>